

中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金の徴収期間の変更について

県は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第七項において準用する同条第三項の規定により、中日本高速道路株式会社が中部縦貫自動車道（安房峠道路）の料金の徴収期間を次のように変更することについて、協議に応ずるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

旧

一 料金の額

1 (略)

2 割引制度

(一)から(四)まで (略)

(五) 深夜割引

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成三十六年三月三十一日までとする。

(六) 平日朝夕割引

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成三十六年三月三十一日までとする。

(七) 平日朝夕割引（コーポレート契約）

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成三十六年三月三十一日までとする。

(八) 休日割引

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成三十六年三月三十一日までとする。

(九)から十一まで (略)

3 (略)

二 料金の徴収期間

平成十八年四月一日から平成四十九年十二月五日までとする。

別添一及び別添二 (略)

新

一 料金の額

1 (略)

2 割引制度

(一)から(四)まで (略)

(五) 深夜割引

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から令和六年三月三十一日までとする。

(六) 平日朝夕割引

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から令和六年三月三十一日までとする。

(七) 平日朝夕割引(コーポレート契約)

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から令和六年三月三十一日までとする。

(八) 休日割引

イ及びロ (略)

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から令和六年三月三十一日までとする。

(九)から十一まで (略)

3 (略)

二 料金の徴収期間

平成十八年四月一日から令和三十一年三月三十日までとする。

別添一及び別添二 (略)